

秋田生活保護基準引下げ違憲訴訟 公正な審理を求める要請書

2013年から3年間に段階的に行われた生活保護基準引下げは、過去最大（平均6.5%、最大10%）の引下げで、生活保護を利用する96%の世帯が削減されました。

削減総額670億円のうち580億円が「物価下落」を理由にしています。しかし、生活保護基準の在り方を検討する社会保障審議会生活保護基準部会では「物価下落」を計算に入れることについては議論されていません。

総務省統計局の消費者物価指数が「マイナス2.35%」に対し、厚生労働大臣が採用した独自の計算式では「マイナス4.78%」と2倍以上の開きです。これは、電気製品（特にデジタルテレビ・パソコン）の値下がり等、生活保護世帯があまり買えない品目の物価下落の影響が反映されたものです。秋田市の74才男性は「飲食業が赤字で借金を抱えたまま閉店。収入がなくなり生活保護を受給。H25年から保護費が削られお金がかかりそうな友人との交流・食事量も減らした。削りっぱなしの暮らしは限界」、障害のある41歳の姪とくらす86才の女性は「姪っ子に今どきの成人が持っているものや壊れたドライヤーも買ってやれない生活へ、物価高がひどくて野菜、果物、肉、魚が少ししか買えない状態だ」と訴え、人間に値する生活をすべての国民に保障しようとした憲法と生活保護法の本来の姿からはあまりにかけ離れた生活を強いています。

生活保護基準は「国民みんなが健康で文化的な生活水準を維持できる生活を保障する水準」としての役割を持ち、最低賃金や住民税非課税基準など様々な制度へと連動しています。

貴裁判所におかれましては、原告（控訴人）の窮状や、人間に値する国民生活の実現に密接にかかわる生活保護基準の重要性に立脚して、徹底した審理を行い、公正な判断をくださることを強く要請します。

取り扱い団体

秋田県社会保障推進協議会内
電話 018-835-6534

人間らしく生きる裁判を支える会
秋田市中通6丁目1-56-5